

避難所及び避難場所の管理・運営に関する確認書

高知県教育委員会（以下「甲」という。）と須崎市（以下「乙」という。）とは、甲の管理に係る施設を災害発生時の避難所及び避難場所（以下「避難所等」という。）として乙が指定するに当たり、当該施設の管理及び運営について、次のとおり確認する。

（趣旨）

第1条 この確認書は、災害発生時における迅速な避難場所の開設と安全な避難生活の確保を目的として、乙が避難所等として指定する甲の所管する施設の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（避難所等）

第2条 乙が避難所等として指定する甲の所管する施設（以下「甲施設」という。）は、高知県須崎市多ノ郷和佐田甲 4167 番地 3、高知県立須崎工業高等学校グラウンド（避難場所）、屋内体育館（避難所）及び格技場（避難所）とする。

（鍵の複製・所持）

第3条 甲は、乙に、乙が迅速な避難所等の開設を行うため、乙の負担において甲施設の鍵（門扉、玄関等甲施設を避難所等として使用するために必要な箇所の鍵を含む。以下同じ。）を複製させ、乙に所持させることができるものとする。

2 複製する鍵の個数は各1個とし、高幡消防組合須崎消防署で保管し、署長が管理する。

3 乙は、甲施設の鍵の保管者その他必要事項を変更しようとするときは、甲施設の管理者を経由して甲に申請し、承認を得るものとする。

（避難所等の開設・閉鎖）

第4条 乙は、甲施設を避難所等として開設しようとし、又は開設した避難所等を閉鎖しようとするときは、あらかじめ、甲施設の管理者を経由して甲にその旨を通報するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、事後に遅滞なくこれを行うものとする。

2 避難所等の開設及び閉鎖は、前条の規定により甲施設の鍵を所持する乙の職員が行うものとし、夜間等当該施設に甲施設の職員が不在の場合は、その立会を要しないものとする。

（遵守事項）

第5条 乙は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 善良な管理者の注意をもって甲施設を使用すること。
(2) 避難所等の管理及び運営の目的以外に甲施設及び甲施設の鍵を使用しないこと。

(3) 甲施設の鍵の管理は、厳重に行うこと。

(鍵の紛失等の場合の処置)

第6条 乙は、甲施設の鍵を紛失し、若しくは盗難に遭い、又は鍵を毀損したときは、直ちにその旨を甲施設の管理者を経由して甲に通知するとともに、甲乙協議して定めるところにより、必要な処置をとらなければならない。

2 前項の処置に必要な費用は、乙の負担とする。

(事故等の責任)

第7条 避難所等の開設その他避難所等の管理及び運営に当たって乙若しくは第三者が甲の施設を毀損し、又は乙が第三者に損害を与えたときは、乙の責任においてこれを処理するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りではない。

(必要な情報の提供)

第8条 甲は、甲施設の鍵の変更その他乙が甲施設を避難所等として利用するに当たって乙が必要とする事項を遅滞なく乙に通知しなければならない。

(協議)

第9条 この確認書に定めのない事項及びこの確認書に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この確認事項を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成 29 年 5 月 25 日

甲 高知県教育委員会
教育長

乙 須崎市
市長

避難所及び避難場所の管理・運営に関する変更確認書

高知県教育委員会（以下「甲」という。）と須崎市（以下「乙」という。）が、平成28年5月25日付で締結した避難所及び避難場所の管理・運営に関する確認書（以下「原確認書」という。）について、次のとおり変更することを確認する。

第1条 原確認書第2条「高知県須崎市多ノ郷和佐田甲4167番地3、高知県立須崎工業高等学校グラウンド（避難場所）、屋内体育館（避難所）及び格技場（避難所）とする。」を「高知県須崎市多ノ郷甲4167番地3、高知県立須崎総合高等学校グラウンドを避難場所、体育館及び食堂棟（アリーナ及び武道場）を避難所とする。」に改める。

この確認事項を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和 2 年 1 月 3 1 日

甲 高知県教育委員会
教育長

乙 須崎市
市長

